予 備 評 価 で の 指 摘 事 例 集

各文末の（　）は次のとおりである。
（×）・・・基準を満たしていないと判断されたもの
（改）・・・基準は満たしていると判断されたが、「改善を要する事項」として指摘されたもの

【第２章　教育内容】

◎基準２－１－１関係

・　基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の一部について、法学部生の履修を認めている。（×）

【解説】
法科大学院において開設されている授業科目を、学部学生が受講することを認めていた事例についての指摘。法科大学院は専ら法曹養成のための教育を行うものとして学部での法学教育との関係を明確に区分すべきであり、その教育が混在することは本来適切ではないこと、特に本事例においては、試験問題を明確に区分した上で、学部学生と法科大学院学生の成績評価が分けて行われているものの、相当数の学部学生が同時に受講しており、少人数で双方向的・多方向的な密度の高い教育が行われていることを基本とする法科大学院の授業の在り方としてふさわしくないことから、当該基準を満たしていないと判断された。

◎基準２－１－２関係

・　一部の授業科目について、その内容がシラバスと異なっており、授業内容全般が、新司法試験を意識した答案練習となっている。（×）

【解説】
シラバスに掲載されている授業内容は、法科大学院の授業科目としてふさわしい内容となっていたが、レジュメを確認したところ、実際の授業内容は、新司法試験を意識した答案練習及びその解説であった事例。授業内容とシラバスの内容に相違があるばかりでなく、専ら新司法試験を意識した答案練習を行うことは、法科大学院制度の目的・理念に反し、当機構の基準に定める教育内容となっていないため、当該基準を満たしていないと判断された。

・　実質的内容がそれぞれ法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に当たる授業科目が、本来配置されるべき科目区分以外に配置されている。（改）

◎基準２－１－３関係

・　法律基本科目において、公法系、民法系、刑法系のそれぞれについて、標準的な必修科目としての開設単位数が設定されておらず、学生の履修の方法によっては、基準４－２－１に定める修了要件単位数を下回るおそれがある。（×）

【解説】

法律基本科目の多くを選択必修科目としている事例。学生の選択が１つの系統に偏らない配慮がなされているものの、修了に必要な単位数が公法系、民事系、刑事系ごとに定められておらず、学生の履修の方法によっては、基準４－２－１に定める修了要件単位数を下回る恐れがあるため、当該基準を満たしていないと判断された。

・　基礎法学・隣接科目について、４単位以上を必修又は選択必修としていない。（×）

・　展開・先端科目について、１２単位以上を必修又は選択必修としていない。（×）

【第３章　教育方法】

◎基準３－１－１関係

・　一部の授業科目において、学部学生が履修可能なものがあり、同時に授業を行う学生数が、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行わなければならない観点に適合する規模の人数となっておらず、適切でない。（×）

→　《基準２－１－１関係》に解説有り

◎基準３－１－２関係

・　法律基本科目における一部の授業科目について、同時に授業を行う学生数が適切でない。（×）

◎基準３－２－１関係

・　一部の授業科目を配当年次以前の学年において聴講させる制度をとっており、学生の事前事後の自習時間を十分に考慮していない。（×）

【解説】

３年次配当の授業科目について、履修登録は３年次に行うが、２年次のうちに聴講し、２年次と３年次の両方の試験を受けることができ、その試験結果のうち、良い方を基に成績評価を行うとしている事例。学生の履修の方法によっては、段階的な学修を可能とするカリキュラム編成の趣旨に反すること、また、履修登録の上限単位数を定めた趣旨に反し、学生の事前事後の自習時間の確保に支障が生じる可能性があることなどから、当該基準を満たしていないと判断された。

・　一部の集中講義について、資料の配付時期、試験日の設定が配慮されておらず、授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されていない。（改）

【解説】

集中講義であっても、授業時間外の事前事後の学習を含め４５時間の学修を必要とする内容をもって１単位とする設置基準の規定の趣旨を徹底することが必要である。本事例では、集中講義の実施に際し、予習資料を配付しているが、その配付時期が十分な予習時間を考慮したものとは言えず、また、最終授業終了直後に試験を実施しており、いずれも、その授業の履修に際して、授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されているとは言えないと判断された。

◎基準３－３－１関係

・　最終年次において、学生が履修科目として登録することのできる上限単位数に算入していない授業科目がある。（×）

【解説】

最終年次において、履修登録可能な単位数の上限である４４単位に含まれない授業科目を開設していた事例。４４単位を超える単位数の設定は、いかなる場合においても認められないため、当該基準を満たしていないと判断された。

・　一部の授業科目を配当年次以前の学年において聴講させる制度は、実質的に学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限を超えて履修させている。（×）

→　《基準３－２－１関係》に解説有り

【第４章　成績評価及び修了認定】

◎基準４－１－１関係

・　一部の授業科目において、成績評価における考慮要素（平常点、レポート、期末試験等）の合計点が適切でないものがあった。（改）

【解説】

成績評価における考慮要素ごとの配点について、シラバスによって学生に周知されている配点と最終的な成績評価における配点が異なっていた事例。成績評価の基準の設定が不明確であり、成績評価が学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われているとは言えず、改善する必要があると判断された。

・　一部の科目分野において、成績評価基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置としての科目間・教員間における評価尺度の共有化が行われていない。（改）

【解説】
法科大学院としては、成績評価基準に従って成績評価が行われていることを確保するための措置の一つとして、科目間・教員間における評価尺度の共有化を実施していたが、一部の科目分野において当該措置が実施されておらず、成績評価が学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われているとは言えず、改善する必要があると判断された。

・　一部の学生に、成績評価における各ランクの分布の在り方についての方針が明確に示されていない。（改）
・　一部の授業科目において、筆記試験を行った際の成績分布データが学生に配付されていない。（改）
・　再試験や追試験において、期末試験と同一問題又は同一の範囲から類似した問題が出題されている。（×）

◎基準４－１－３関係
・　進級制又はそれに代わる措置が講じられていない。（×）

◎基準４－２－１関係
・　法律基本科目において、学生の履修の方法によっては、基準に定める以上の修了要件単位数を充足しないおそれがある。（×）
　→　《基準２－１－３関係》に解説有り

・　基礎法学・隣接科目の修了要件単位数について、４単位以上とされていない。（×）

・　基礎法学・隣接科目において、授業科目の区分整理にともない、すべての学生が４単位以上修得しないおそれがある。（×）

【解説】
基礎法学・隣接科目の一部の授業科目について、その実質的内容から判断して、展開・先端科目に区分整理する必要があると指摘されたため、指摘された授業科目を選択していた学生は、基準４－２－１に定める基礎法学・隣接科目の修了要件単位数を満たさずに、修了する可能性が生じた事例について、学生の履修の方法によっては、当該基準に定める修了要件単位数を満さないこととなる場合が有り得るため、当該基準を満たしていないと判断された。

・　展開・先端科目の修了要件単位数について、１２単位以上とされていない。（×）
・　学生の履修の方法によっては、法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の３分の１以上修得しないおそれがある。（×）

◎基準４－３－１関係

・　法学既修者として認定した者について、法律科目試験において選択しなかった科目の単位を修得したものとみなしているが、適切な判定方法であることが明らかにされていない。（×）

【解説】
法学既修者認定試験の試験科目が、法律基本科目からいくつかの科目を選択することとされており、結果的に、選択していない科目についても、既修済科目として単位認定を行っているが、そのことについて合理的な理由がなかった事例。法学既修者として認定するに当たり、「教育上適切な方法」であることが明らかにされていないため、当該基準を満たしていないと判断された。

【第６章　入学者選抜等】

◎基準６－１－４関係

・　入学者選抜試験において、法学未修者の選考試験についても、旧司法試験短答式試験や論文試験の合格を加点事由や考慮要素としている。（×）

【解説】
入学者選抜試験において、法学未修者に対する加点材料として、旧司法試験短答式試験や論文試験の合格を考慮要素としていた事例。法学未修者は、法律に関する知識を有していないことが前提であるにも関わらず、旧司法試験短答式試験や論文試験の合格実績や法学検定試験の合格を考慮要素とすることは、法学を未修の入学者の能力が適確に評価されているとはいえないため、当該基準を満たしていないと判断された。

【第８章　教員組織】

◎基準８－１－１関係

・　兼任教員の専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が学内外に開示されていない。（×）

◎基準８－１－３関係

・　兼担教員や兼任教員の採用に関する取り扱いが明確に定められていない。（改）

> **【解説】**
> **兼担教員や兼任教員の採用に関する取り扱いについて、一定の手続に基づいて行われているものの、当該手続が規程・申合わせ等で明確にされておらず、教員の指導能力等を適切に評価するための体制が十分に整備されているとは言えず、取り扱いを明確に定める必要があると判断された。**

◎基準８－３－２関係

・　実務家専任教員（みなし専任含む）のうち、法曹としての実務の経験を有する者の割合が３分の２以上となっていない。（×）

◎基準８－５－１関係

・　年間３０単位を超える授業を担当する専任教員がいる。（×）

【第９章　管理運営等】

◎基準９－２－１関係

・　自己点検・評価が実施されておらず、学内外に公表もされていない。（×）

・　自己点検・評価の結果が学内外に公表されていない。（×）

◎基準９－２－２関係

・　自己点検・評価の実施に当たって、適切な項目を設定していない。（×）

◎基準９－２－３関係

・　自己点検・評価の結果を教育活動の改善に活用するための体制が整備されていない。（×）

◎基準９－２－４関係

・　外部評価を行うよう努めていない。（×）

◎基準９－４－１関係

・　学内規程に保管年限が定められているにもかかわらず、一部の評価の基礎となる情報（試験答案）が保管されていない。（改）